契約締結前交付書面
「金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明」

（この書面は、金融商品取引法第 37 条の３の規定によりお渡しする書面です。）

この書面をあらかじめ、よくお読みください。
当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預りし、法令に従って当社の財産と分別して保管いたします。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の財産と分別し、記帳及び振替を行います。

■ 手数料など諸費用について

・有価証券をお預りする際に、口座管理料を頂戴いたします。
　１年あたり　5,500 円（税込、金融機関口座引き落としの場合、4,400 円）
・有価証券を他の金融商品取引業者へ移管する場合、以下の手数料を頂戴いたします。
　３銘柄まで　3,300 円（税込）、４銘柄以上１銘柄増すごとに 1,100 円（税込）
・有価証券の売買等にあたっては、手数料を頂戴いたします。手数料は、有価証券毎に異なりますので、詳しい内容は目論見書、目論見書補完書面等をご確認ください。
・外貨建有価証券の売買、償還にあたり、円貨と外貨を交換する為替レートは、外国為替市場の動向に応じて当社が決定した為替レートによるものとします。
　➢ 基準仲値為替レートは、東京外国為替相場の実勢相場に基づいています。
　➢ 為替スプレッド
　　円貨から外貨に交換する場合は、基準仲値為替レートに為替スプレッドを上乗せし、外貨から円貨に交換する場合は為替スプレッドを差し引きます。

為替スプレッド：	米ドル ±50 銭/1 米ドル、ユーロ　±85 銭/1 ユーロ
	豪ドル ±100 銭/1 豪ドル、NZ ドル ±100 銭/1 NZ ドル

・当社よりご指定の預金口座に外貨振込みを行う場合、一送金あたり以下の送金手数料を頂戴いたします。

米ドル送金の場合：50 米ドル、ユーロ送金の場合：５０ユーロ	
豪ドル送金の場合：50 豪ドル、NZ ドル送金の場合：５０NZ ドル	

■ この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません
この契約に関しては、金融商品取引法第 37 条の６の規定の適用はありません。

■ 金銭・有価証券等の預託、記帳及び振替に関する契約の概要

当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預りし、法令に従って当社の固有財産と分別して保管いたします。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の固有財産と分別して記帳及び振替を行います。

■ 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第１項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社では、総合取引口座を設定していただいたうえで、有価証券の売買等の注文を受付けております。

なお、当社所属の金融商品仲介業者並びに契約外務員は、お客様から直接金銭または有価証券をお預りすることはありません。

- ご注文にあたっては、当社所定の申込書に必要事項をご記入、ご署名・ご捺印のうえご提出していただく、またはインターネットにてお客様ご自身で、担当外務員が入力した注文をご承認いただきます。
- お取引のご注文をいただいたときは、あらかじめ当社に当該ご注文に係る代金全額又は有価証券の全部をお預けいただいたうえで、ご注文を受付けいたします。
- ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様に交付いたします。
- ご注文は、当社が定めた受付締切時間までに所定の申込がされた場合に、受付けいたします。

受付締切時間（MRF につきましては、別途お問合せください）

外貨ＭＭＦ　　：午後１時２０分
主な国内有価証券：午後２時３０分
外国有価証券　　：午後２時３０分

■ この契約の終了事由

当社の取引約款・規定集に掲げる事由に該当した場合（主なものは次のとおりです）、この契約は解約されます。

- お客様から解約の通知があった場合
- この契約の対象となる財産の残高がないまま、相当の期間を経過した場合
- 当社がお客様との取引又はサービスの提供を継続することが困難であると相当の事由をもって判断し、当社が解約を申出たとき

■ 当社の概要

商号等	ＰＷＭ日本証券株式会社 金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第 50 号
本店所在地	〒104-0031　東京都中央区京橋二丁目１４番１号
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会
資本金	30 億円
主な事業	金融商品取引業
設立年月	平成 11 年４月
連絡先	03-3561-4100（ＰＷＭ日本証券株式会社代表）
苦情相談窓口	当社法務・コンプライアンス部 電話　0120-193-261　携帯電話から　03-3561-4104 受付時間　9：00～18：00（除く土日祝日、年末年始）

指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC) 電話　0120-64-5005 受付時間　9：00～17：00（除く土日祝日、年末年始）
所在地	〒103-0025　東京都中央区日本橋茅場町二丁目１番１号 第二証券会館

※　FINMAC は、金融商品取引業等業務に関する苦情および紛争・トラブルについて裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す金融 ADR 制度のもとに設置された金融商品取引法上の指定紛争解決機関（公的な第三者機関）です。